

第1章

弁護士費用保険の現在

1 弁護士費用保険とLAC—その意義と役割

市民がトラブルに遭遇し、弁護士に相談したり交渉や訴訟を依頼したりする場合に、費用について不安があるために気軽に弁護士に相談することを躊躇する場合も少なくない。日弁連は、国民の裁判を受ける権利をその費用面から実現化し、もって人権保障の実質化を図る目的で、保険会社と協力し、2000年に法律相談費用や弁護士費用等が保険金として支払われる弁護士費用保険を発足させ、同時に弁護士費用保険制度に取り組み委員会として日弁連リーガル・アクセス・センター（リーガル・アクセス・センター（Legal Access Center）を以下「LAC」という。）を設置した。

（「弁護士保険」はドイツ語である Rechtsschutzversicherung の邦訳である「権利保護保険」とも呼ばれており、日弁連は「権利保護保険」の名称に関し商標登録している。以下「弁護士保険」あるいは「権利保護保険」とある場合は、弁護士費用保険と同義である。）

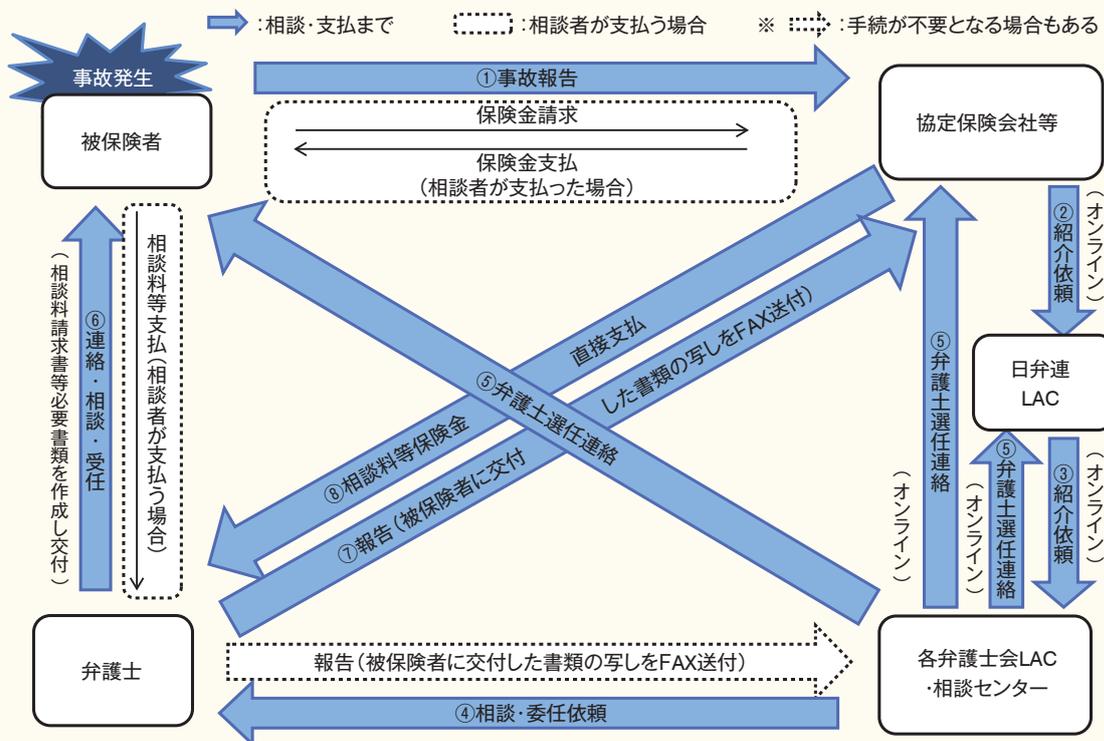
日弁連LACでは、日弁連と協定を締結する保険会社又は共済組合（以下「協定保険会社等」という。）の弁護士費用保険の加入者から弁護士の紹介依頼があった場合に、各地の弁護士会を通じて日本全国の弁護士を紹介するシステムを運用している。

そのほか、日弁連LACでは弁護士紹介を適正に行うため、会員向け研修の実施、弁護士費用の在り方の研究、弁護士の信頼を確保するための活動など、弁護士費用保険制度の運営と発展のための取組を進めている。

日弁連LACによる弁護士紹介システムの概要は以下のとおりである。

被保険者から協定保険会社等への事故報告を契機として、日弁連LAC、各弁護士会が連携し、被保険者が居住する都道府県内の弁護士をスムーズに紹介できる体制を構築している。

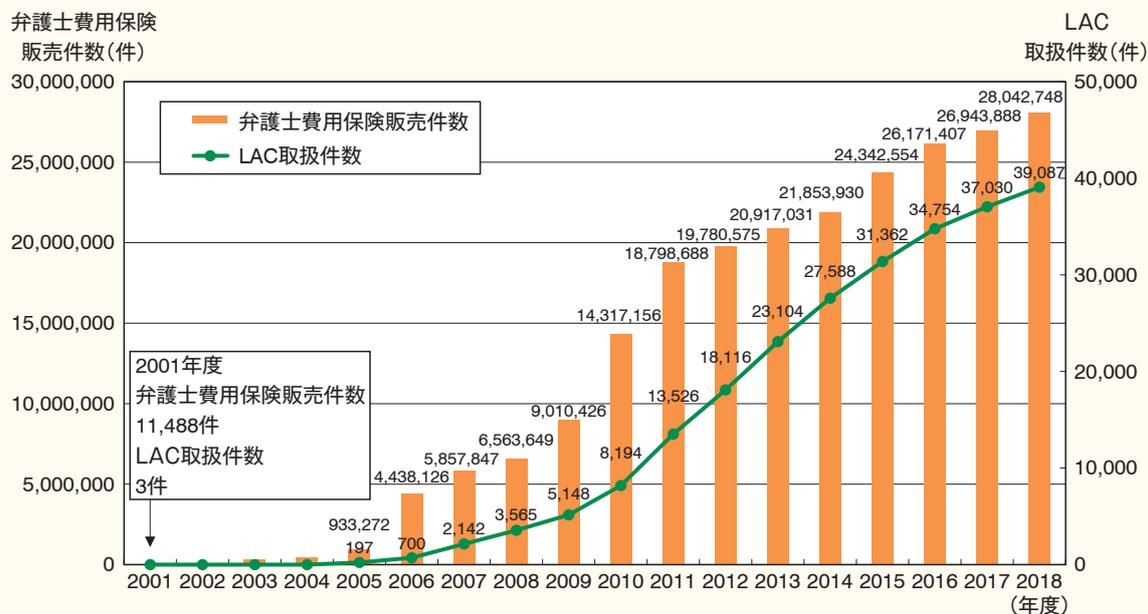
資料 特2-1-1 相談・着手から保険金支払までの流れ（弁護士紹介システム）



2 弁護士費用保険販売件数・LAC取扱件数の推移

2004年以降、弁護士費用保険販売件数、LAC取扱件数ともに増加し、2018年度には弁護士費用保険販売件数が2,800万件を突破し、LAC取扱件数は3万9,000件を超えた。

資料 特2-1-2 弁護士費用保険販売件数・LAC取扱件数の推移



【注】 1. 弁護士費用保険販売件数は日弁連との協定保険会社等のみ（一部概算）。
 2. LAC取扱件数には、全ての弁護士紹介依頼案件及び弁護士選任報告案件（*）の登録件数が含まれている。
 （*）日弁連LACは、弁護士費用保険制度の運営と発展のため、依頼者が自身で弁護士を選任した案件についても日弁連LACへの報告を求めており、「弁護士選任報告案件」として弁護士紹介依頼案件と区別している。

3 協定保険会社等一覧

2019年7月末時点の日弁連との協定保険会社等は以下のとおりで、多数の協定保険会社等との協力関係を構築している。

資料 特2-1-3 2019年7月31日現在の協定保険会社等

保険会社	
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
2	AIG 損害保険株式会社
3	au 損害保険株式会社
4	共栄火災海上保険株式会社
5	セゾン自動車火災保険株式会社
6	全国共済農業協同組合連合会（JA）
7	全国自動車共済協同組合連合会
8	全国労働者共済生活協同組合連合会
9	ソニー損害保険株式会社
10	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
11	大同火災海上保険株式会社
12	Chubb 損害保険株式会社
13	中小企業福祉共済協同組合連合会
14	チューリッヒ保険会社
15	フェリクス少額短期保険株式会社
16	ブリベント少額短期保険株式会社
17	三井住友海上火災保険株式会社
18	三井ダイレクト損害保険株式会社
19	楽天損害保険株式会社

【注】 1. 五十音順
 2. 協定保険会社であった「そんぽ 24 損害保険株式会社」は、2019年7月1日付けで「セゾン自動車火災保険株式会社」と合併し、「セゾン自動車火災保険株式会社」となった。

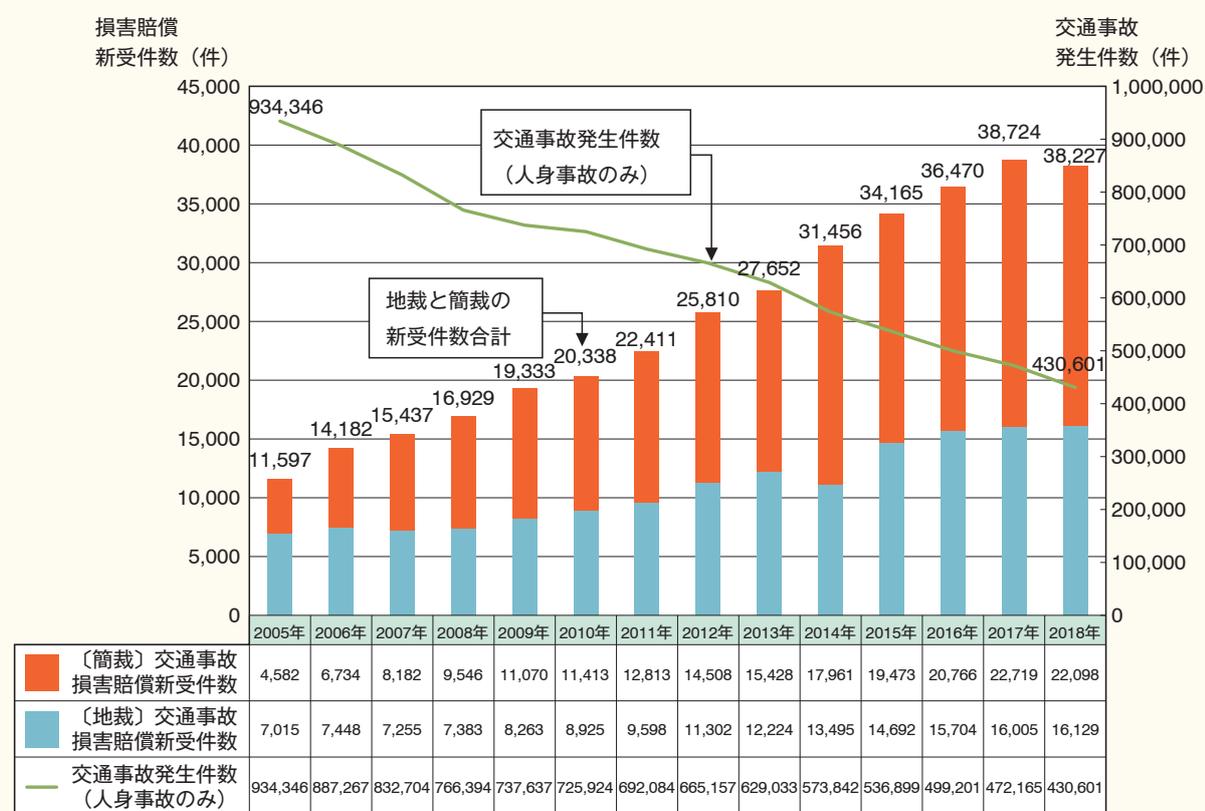
4 交通事故損害賠償請求事件の新受件数の推移（地方裁判所・簡易裁判所）

我が国における弁護士費用保険は、2000年に初めて、交通事故によって被害を受けた被害者が損害賠償請求を行うための弁護士費用等を補償する保険として、自動車保険に付帯する特約という形で販売された。その後、他の保険会社等が追随することにより、我が国の弁護士費用保険は主に交通事故の被害者を対象とした自動車保険の特約として広く普及するに至っている。

弁護士費用等を補償する弁護士費用保険の普及は、交通事故の損害賠償請求事件の活性化に影響を及ぼしていると考えられる。

2005年から2018年にかけて交通事故発生件数は半数以下に減少しているが、地方裁判所・簡易裁判所の交通事故損害賠償請求事件の新受件数の合計は3倍以上に増加している。

資料 特2-1-4 交通事故損害賠償請求事件の新受件数の推移（地方裁判所・簡易裁判所）

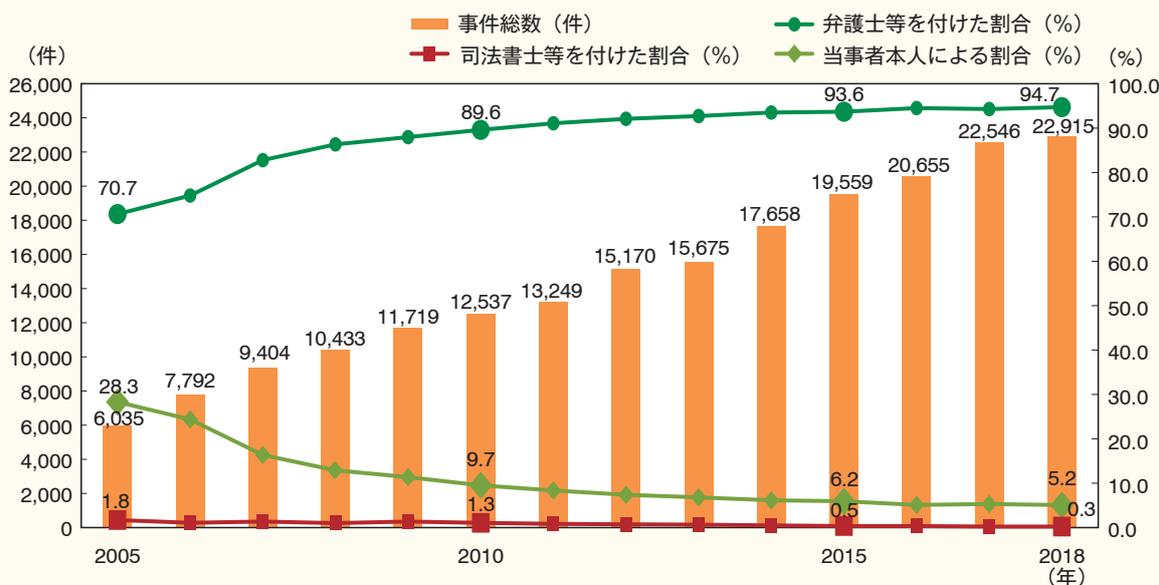


【注】 数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもので、地裁・簡裁ともに少額訴訟から通常移行したものを含まない。
交通事故発生件数は警察庁HP『令和元年警察白書』「交通事故発生状況の推移」による。

5 民事第一審通常訴訟事件のうち交通事故損害賠償請求事件の弁護士選任率の推移（簡易裁判所）

簡易裁判所においては、2005年から2018年にかけて事件総数は3倍以上に増加した。また、本人訴訟の割合は5.2%にまで低下した一方、弁護士等に依頼した事件の割合は94.7%にまで増加した。

資料 特2-1-5 民事第一審通常訴訟事件のうち交通事故損害賠償請求事件の弁護士選任率の推移（簡易裁判所）



【注】 1. 最高裁から提供を受けた資料をもとに、日弁連が作成したもの。
 2. 少額訴訟から通常移行したものを含む。
 3. 「弁護士等を付けた割合」とは、双方又は一方に弁護士が、「司法書士等を付けた割合」とは、双方又は一方に司法書士が付いた割合である。

6 市民の司法アクセスの向上

2005年から2018年にかけて、交通事故発生件数（人身事故のみ）は半数以下に減少した。

一方、同じく2005年から2018年にかけて、協定保険会社等による弁護士費用保険販売件数は30倍以上に増加、協定保険会社等によるLAC取扱件数は約200倍に増加し、裁判所における交通事故損害賠償請求事件・新受件数も3倍以上に増加している。

弁護士数の増加も、弁護士費用保険の普及と合わせて、交通事故事件を支える要因となっているものと推測される。

資料 特2-1-6 交通事故発生件数、弁護士費用保険販売件数及びLAC取扱件数

	2005	2010	2016	2017	2018
交通事故発生件数（人身事故のみ）	934,346	725,924	499,201	472,165	430,601
弁護士費用保険販売件数	933,272	14,317,156	26,171,407	26,943,888	28,042,748
LAC取扱件数 （紹介依頼及び選任報告案件）	197	8,194	34,754	37,030	39,087
地裁・簡裁交通事故損害賠償請求事件・ 新受件数	11,597	20,338	36,470	38,724	38,227
日本の総人口（各年10月1日時点）	127,767,994	128,057,352	126,932,772	126,706,210	126,443,180
弁護士数（各年3月31日時点）	22,021	30,485	38,980	40,066	41,118

【注】 1. 表のうち、弁護士費用保険販売件数及びLAC取扱件数は年度集計、その他は暦年集計。
 2. 日本の総人口は総務省統計局調べ。その他の統計は本特集第1章②及び④を参照。

7 弁護士会別LAC取扱件数（弁護士紹介依頼案件）及び増加率

日弁連LACを通じた弁護士紹介依頼案件は、2013年度の1万5,571件から2018年度の2万8,869件と、5年間で2倍近く増加している。26の弁護士会では5年間の増加率が200%を超えており、増加率が500%を超えた弁護士会もある。

資料 特2-1-7 弁護士紹介依頼案件数

弁護士会	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2013年度 →2018年度 増加率
東京	625	748	801	910	973	1,077	172%
第一東京	314	386	396	473	498	537	171%
第二東京	318	373	394	469	486	542	170%
神奈川県	1,207	1,355	1,371	1,658	1,895	1,980	164%
埼玉	1,046	1,160	1,422	1,719	1,896	1,977	189%
千葉県	760	988	1,237	1,552	1,846	2,071	273%
茨城県	601	821	854	1,035	1,096	1,247	207%
栃木県	293	363	441	525	561	580	198%
群馬	333	444	477	487	533	674	202%
静岡県	522	637	816	1,026	1,238	1,404	269%
山梨県	129	154	171	222	228	249	193%
長野県	202	248	277	303	343	456	226%
新潟県	149	186	182	224	252	357	240%
大阪	1,390	1,467	1,439	1,209	1,180	1,304	94%
京都	350	405	452	396	378	377	108%
兵庫県	797	906	873	732	869	905	114%
奈良	221	232	214	204	246	198	90%
滋賀	238	317	320	307	352	365	153%
和歌山	101	103	139	99	121	141	140%
愛知県	1,333	1,610	1,747	1,971	2,076	2,203	165%
三重	299	379	420	511	637	630	211%
岐阜県	382	395	470	548	541	580	152%
福井	51	72	87	105	93	121	237%
金沢	87	86	103	157	242	234	269%
富山県	49	68	95	113	127	185	378%
広島	332	397	430	545	617	657	198%
山口県	104	163	209	256	240	305	293%
岡山	349	429	425	495	513	634	182%
鳥取県	29	38	64	75	82	98	338%
島根県	35	39	36	48	48	48	137%
福岡県	670	896	1,081	1,383	1,532	1,687	252%
佐賀県	81	114	169	178	215	193	238%
長崎県	102	111	168	172	223	304	298%
大分県	99	93	134	151	175	148	149%
熊本県	203	238	251	307	358	347	171%
鹿児島県	90	119	131	152	209	229	254%
宮崎県	60	78	101	127	150	123	205%
沖縄	71	92	164	225	256	378	532%
仙台	261	299	390	455	533	564	216%
福島県	131	150	182	257	279	355	271%
山形県	60	91	88	118	146	146	243%
岩手	72	84	102	100	115	131	182%
秋田	49	54	56	81	82	84	171%
青森県	107	72	72	118	121	191	179%
札幌	343	414	457	525	714	691	201%
函館	50	73	78	61	92	93	186%
旭川	63	49	37	80	92	100	159%
釧路	37	56	68	62	82	146	395%
香川県	148	142	239	238	210	299	202%
徳島	60	65	93	109	140	184	307%
高知	32	40	46	61	53	82	256%
愛媛	136	184	185	252	299	258	190%
合計	(A)15,571	18,483	20,654	23,586	26,283	(B)28,869	(B/A)185%

【注】 1. 件数は日弁連LACを通じて登録のあった案件件数。
2. 各年度、弁護士紹介依頼案件の登録件数のみ。自動車事故以外の事案を含む。

8 LAC取扱件数（弁護士紹介依頼案件）における物損件数・人損件数

日弁連LACを通じた弁護士紹介依頼案件における、物損・人損件数は下表のとおりである。損害額が少額であることの多い物損事故についても、一定数の弁護士紹介依頼がなされている。

資料 特2-1-8 LAC 取扱件数（弁護士紹介依頼案件）における物損件数・人損件数

弁護士会	2013年度			2018年度			
	①物損	②物損+人損	③人損	①物損	②物損+人損	③人損	④その他
東京	365	91	169	564	126	334	53
第一東京	166	55	93	297	74	152	14
第二東京	178	48	92	283	62	174	23
神奈川県	668	198	341	984	257	700	39
埼玉	619	142	285	932	297	728	20
千葉県	449	98	213	1,008	270	780	13
茨城県	346	69	186	607	149	483	8
栃木県	171	34	88	266	69	241	4
群馬	176	45	112	292	98	279	4
静岡県	280	80	162	572	183	635	14
山梨県	79	22	28	123	37	88	1
長野県	132	24	46	250	47	156	3
新潟県	108	17	24	192	39	122	4
大阪	755	195	440	584	216	471	33
京都	173	65	112	172	61	134	10
兵庫県	422	114	261	349	133	409	14
奈良	123	32	66	76	37	79	6
滋賀	148	35	55	177	40	143	5
和歌山	58	16	27	54	20	65	2
愛知県	745	191	397	1,042	243	894	24
三重	141	41	117	259	75	283	13
岐阜県	216	35	131	266	57	252	5
福井	33	9	9	74	11	35	1
金沢	60	9	18	122	32	78	2
富山県	22	4	23	112	21	49	3
広島	200	34	98	341	77	230	9
山口県	55	17	32	167	29	106	3
岡山	196	42	111	255	91	286	2
鳥取県	19	4	6	67	16	15	0
島根県	28	2	5	26	6	16	0
福岡県	353	101	216	732	191	740	24
佐賀県	39	12	30	79	22	90	2
長崎県	46	15	41	95	42	165	2
大分県	70	7	22	72	24	49	3
熊本県	131	29	43	144	35	165	3
鹿児島県	54	14	22	97	30	95	7
宮崎県	28	9	23	40	17	64	2
沖縄	53	5	13	216	50	100	12
仙台	126	49	86	244	63	250	7
福島県	70	15	46	171	38	139	7
山形県	36	5	19	70	17	56	3
岩手	52	8	12	83	16	30	2
秋田	33	5	11	41	5	37	1
青森県	80	6	21	109	15	65	2
札幌	220	31	92	315	66	293	17
函館	35	6	9	43	6	42	2
旭川	48	1	14	56	14	27	3
釧路	23	4	10	75	15	49	7
香川県	80	23	45	135	36	126	2
徳島	37	8	15	92	21	67	4
高知	19	2	11	33	11	36	3
愛媛	79	17	40	114	40	99	5
小計	8,843	2,140	4,588	13,569	3,647	11,201	452
合計			15,571				28,869

【注】 1. 件数は日弁連LACを通じて登録のあった案件件数。
 2. 各年度、弁護士紹介依頼案件の登録件数のみ。自動車事故以外の事案を含む。
 3. 2018年度時点では、交通事故分野以外の拡大分野の紹介依頼案件について「その他」に区分している。

日弁連リーガル・アクセス・センター委員 山田 正記（東京弁護士会）

自動運転の定義については、国際的な標準となるSAE（Society of Automotive Engineers, Inc. 米国自動車技術者協会）が定めた自動運転のレベル分けがあり、日本の国土交通省のレベル分けもこれに依拠している。SAEの定めた自動運転のレベルの定義は以下のとおりである。

レベル	概要	安全運転に係る監視、対応主体
運転者が全てあるいは一部の運転タスクを実施		
SAE レベル0 運転自動化なし	・ 運転者が全ての運転タスクを実施	運転者
SAE レベル1 運転支援	・ システムが前後・左右のいずれかの車両制御に係る運転タスクのサブタスクを実施	運転者
SAE レベル2 部分運転自動化	・ システムが前後・左右の両方の車両制御に係る運転タスクのサブタスクを実施	運転者
自動運転システムが全ての運転タスクを実施		
SAE レベル3 条件付運転自動化	・ システムが全ての運転タスクを実施（限定領域内※） ・ 作動継続が困難な場合の運転者は、システムの介入要求等に対して、適切に回答することが期待される	システム（作動継続が困難な場合は運転者）
SAE レベル4 高度運転自動化	・ システムが全ての運転タスクの実施（限定領域内※） ・ 作動継続が困難な場合、利用者が応答することは期待されない	システム
SAE レベル5 完全運転自動化	・ システムが全ての運転タスクを実施（限定領域内※ではない） ・ 作動継続が困難な場合、利用者が応答することは期待されない	システム

※ここでの「領域」は、必ずしも地理的な領域に限らず、環境、交通状況、速度、時間的な条件などを含む。

自動運転は、CASE 革命と呼ばれる自動車業界全体の技術革新の中核をなしている。CASE とは、「C=Connected（ネットワークの常時接続したつながるクルマ）」、「A=Autonomous（自動運転）」、「S=Shared & Services（共有）」、「E=Electric（電動化）」の4つの頭文字をつなげた造語である。これにより、自動車は、今後ネットワークを基盤に、様々なモビリティサービスが生まれ出されていく主体になることが予想される。

自動運転に対応した法整備も喫緊の課題であり、ドイツでは、2017年6月21日に改正道路交通法が施行され、レベル3に対応した規定を設けた。

我が国においても、2019年5月17日に改正道路運送車両法が成立し、自動運転車の設計・製造・使用などの過程で安全性を確保するための制度を整備するとともに、同年5月28日に改正道路交通法が成立し、レベル3に対応した規定を設けた。

今後議論が進むであろう事故時の責任や補償の在り方に応じて、自動車保険及び自動車保険の特約として発展してきた弁護士費用保険も変化が予想される。

第2章

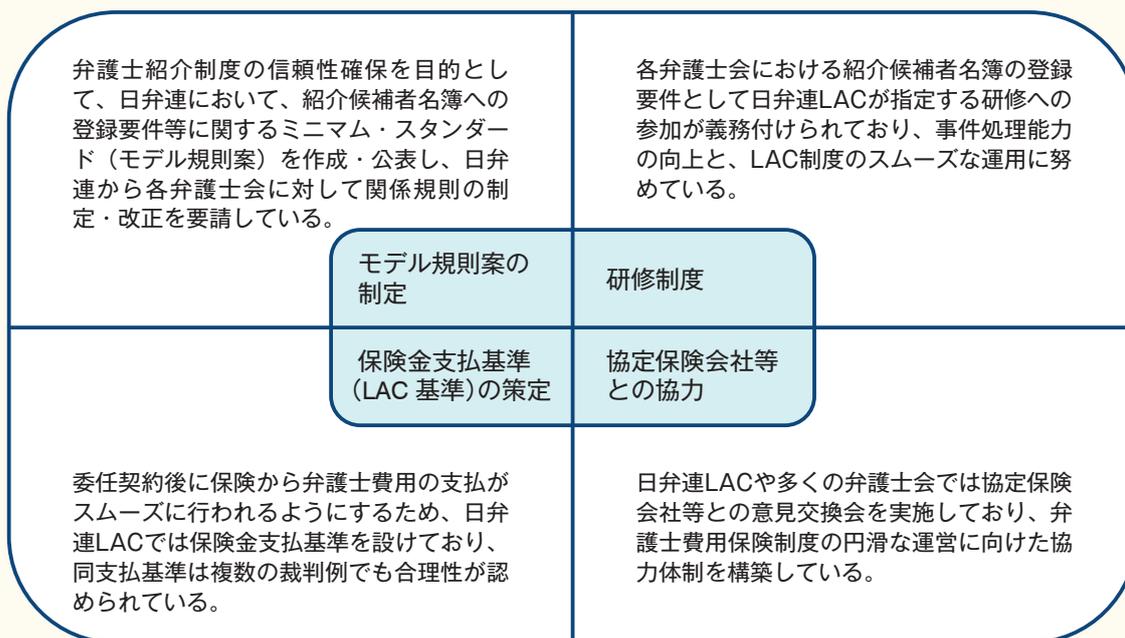
弁護士費用保険の発展に向けた日弁連の取組

1 弁護士費用保険の発展に向けた日弁連の取組の概要

弁護士費用保険の被保険者又は契約者（以下「被保険者等」という。）が弁護士の紹介を希望した場合には、日弁連LACを通じて弁護士会に弁護士紹介の依頼を行い、弁護士会が作成・管理する紹介候補者名簿に基づいて弁護士を被保険者等に紹介する。

被保険者等と協定保険会社等との信頼維持に向けた取組は以下のとおりである。

資料 特2-2-1 弁護士費用保険の発展に向けた日弁連の取組の概要



2 弁護士費用保険 ADR の設置

日弁連では、2018年1月に弁護士費用保険に関する紛争を解決するための機関（以下「弁護士費用保険ADR」という。）を設置し、運営を開始した。

対象となる紛争は主に次の2つである。

- ① 保険金給付義務の有無に関する紛争
- ② 弁護士費用保険の対象となる弁護士費用等の適否又は妥当性に関する紛争

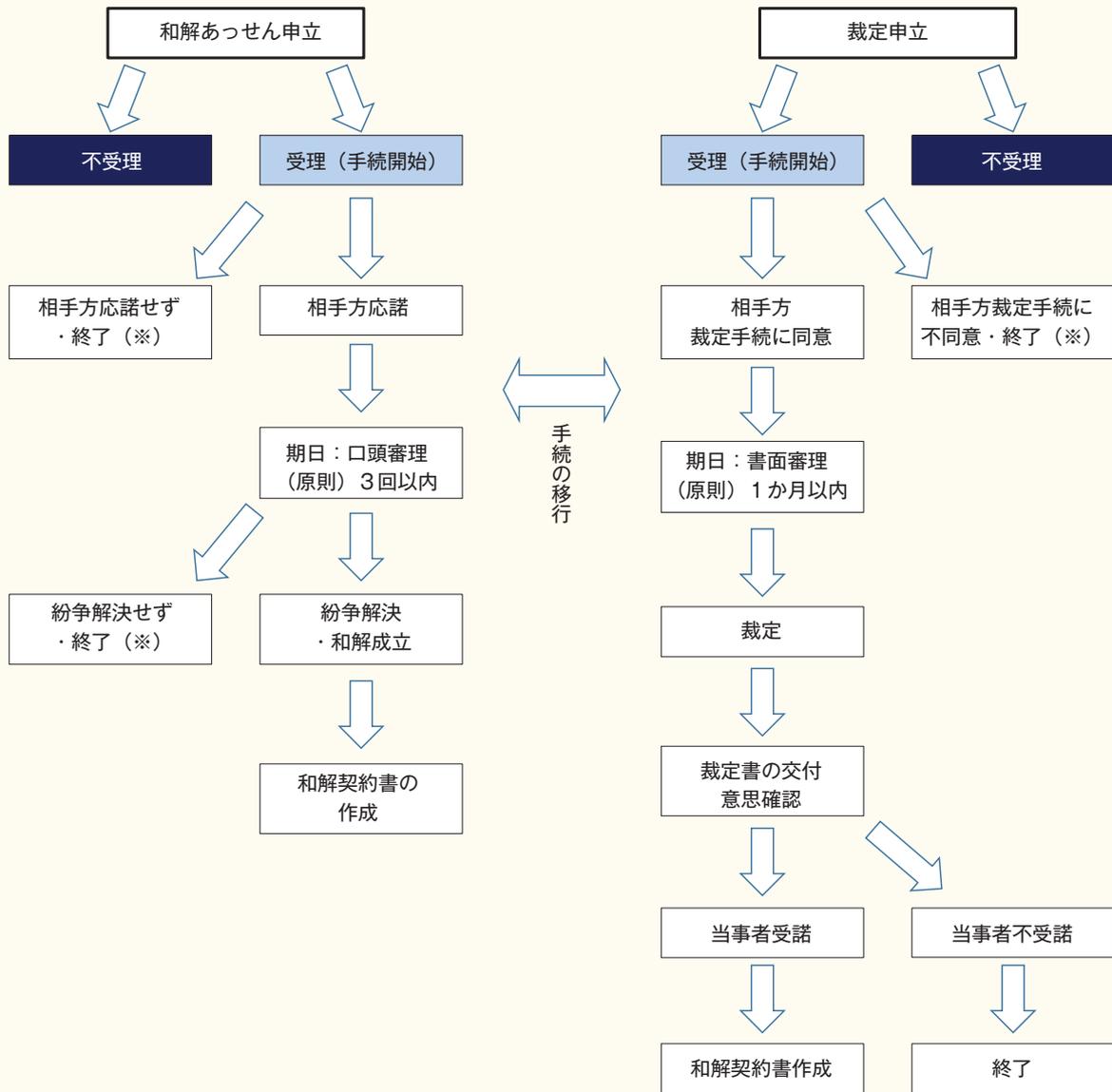
手続の流れは、次ページ「資料特2-2-3 弁護士費用保険 ADR 申立手続の流れ」のとおり。

また、弁護士費用保険ADRの手続実施概況（制度開始の2018年1月から2019年7月末時点の累計）は以下のとおりである。

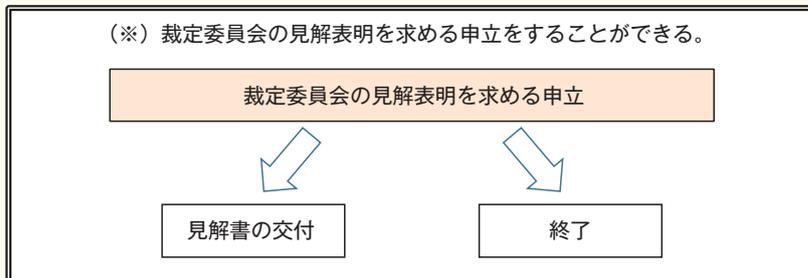
資料 特2-2-2 弁護士費用保険 ADR の手続実施概況

申立総数	申立人			申立内容		元の事案		結果			
	保険会社	弁護士	契約者・被保険者	和解あっせん	裁定	選任報告案件	紹介依頼案件	和解成立	見解表明	取下げ	手続中
18	8	9	1	14	4	17	1	9	2	2	5

資料 特2-2-3 弁護士費用保険 ADR申立手続の流れ



(※) 裁定委員会の見解表明を求める申立をすることができる。



3 弁護士費用保険が発売されるまで

資料 特2-2-4 弁護士費用保険が発売されるまでの経緯

1979年	日弁連業務対策委員会に第三小委員会を発足させ、訴訟保険の研究を開始。
1980年	第三小委員会、中間報告書「我が国における訴訟費用保険制度実現のための諸方策について」作成。
1989年	日弁連業務対策委員会に権利保護保険小委員会を発足させ、弁護士費用保険の研究を再開。
1992年	権利保護保険小委員会「法律相談保険の提言」をまとめる。
1997年	権利保護保険小委員会の研究会に保険会社数社が参加するようになる。
1999年	日弁連理事会において、「全国の弁護士会の弁護士紹介を基に日弁連と協定をした保険会社に対して弁護士紹介システムを提供する」ことを決議。
2000年	日弁連と保険会社が協定を締結し、弁護士紹介システムを作成する権利保護保険小委員会が弁護士業務改革委員会（弁護士業務対策委員会から改称）から独立して「日弁連リーガル・アクセス・センター」として発足。 保険会社が、弁護士費用保険の販売を開始。

コラム② 「自助 公助 共助」

日弁連リーガル・アクセス・センター委員 佐瀬 正俊（東京弁護士会）

弁護士制度が生まれて、弁護士の費用は弁護士を依頼した人が支払を負担するというのは当然のごとく前提とされてきた。裁判を利用する場合も、裁判に要する費用は当然にその利用者の負担であることが前提とされてきた（自助）。

しかし、国が自力救済を禁じて裁判をし、強制執行制度を利用することを強制するようになると、その制度を守るために必要な費用は国で負担すべきだという考えが出てきた（公助）。それと並行して、資力の乏しい人々の人権確保という観点での訴訟費用対策としての公助も生まれるに至っている。日本では、国の制度が発足しなかったために日弁連が旧財団法人法律扶助協会を設立し、弁護士会の費用でその負担を行う公助に近い制度が発足し、それが今の日本司法支援センター（法テラス）に引き継がれている。

もっとも、公助は国の予算で行うために、国の予算の額に左右されることで、予算の範囲内ではかきと、必要な人全てに給付することはできない。そこで、考えられたのが保険制度の利用である。少ない費用を保険料として支払い続け、裁判が必要となればその時に保険金としての裁判費用・弁護士費用が支出できるということで、保険契約者全員で裁判費用及び弁護士費用としての保険金を負担しているために、みんなで負担するという意味で「共助」という仕組みであると言われるようになり、自助、公助、共助という負担の在り方による区別をするようになったのである。

第3章

日本と諸外国の弁護士費用保険

1 日本と諸外国の弁護士費用保険の比較

(1) 諸外国の法制度の比較

資料 特2-3-1 保険の基礎となる法制度に関する海外諸国比較一覧表

調査対象国 ／調査項目	ドイツ	イギリス	フランス	ベルギー	スイス	スウェーデン	アメリカ	カナダ	日本・備考
(調査年)	2001、2010、 2013、2016、 2018	2010、2013	2013	2013	2016	2018	2011、2015	2015	
民事訴訟の 敗訴者負担 制度の採否	○ 但し、例 外(労働事件 第一審)あり。	△ 条件付き 片面的敗訴者 負担制度採用。 条件付き成功 報酬(勝訴時 の2倍)・事後 保険の敗訴者 負担廃止。	○(フランス 民事訴訟法典 696条)	○(裁判法典 1022条) 但し、王令に おいて、上 限・下限あり (2007年10月 26日王令)。	○ 原告に民 事訴訟費用全 額の予納義務 あり。訴訟融 資制度あり。	○ 弁護士報 酬を裁判所に 審査請求可能。 なお、少額事 件・子の家事 事件にはない。	×	○ 州の司法 省料金表で裁 判所が決定。	×
弁護士報酬 法定化(タ リフ)	○(裁判事件) 但し、裁判外 の代理及び法 律相談は自由 化。	×	×	×	×	×	×	×	×
弁護士の法 律事務の独 占	○(法律相談、 裁判・裁判外 問わず全て)	×	×	×	×	×	×	○(概ね独占 状態) 但し、例外 (労働組合に よる労働事 件・公証人や コンサルタント の移民法事 件)あり。	○
弁護士強制	○(地裁以上) 但し、例外 (労働事件第 一審)あり。	×	×	×	×	×	×	×	×
専門弁護士 制度	○ 20分野。	△ 法律扶助 のためにあ り。15分野。	○ 23分野。	○ 22分野。	○ 6分野の 継続研修によ る専門弁護士 登録制度あり。	○ 継続研修 による専門分 野登録制度あ り。	△ 州により 異なる。ABA では25分野。	△ オンタリ オ州、アッ バー・カナダ 弁護士会で制 度化。ケベッ ク州にはなし。	×

【注】表記の調査年に実施した日弁連 LAC 海外調査に基づく。

諸外国における弁護士費用保険は、①敗訴者負担制度、②弁護士報酬の法定化、③法律事務の弁護士独占、④弁護士強制、⑤専門弁護士制度などの法制要因と大きく関連している。いずれも、保険商品を開発する際に、最終的な費用負担者は誰になるのか、払うべき弁護士費用は明確になっているか、弁護士によるサービスとその品質の確保は十分かなど、保険商品開発において要検討事項となる要因ばかりである。特に、ドイツではこれらの要素が弁護士費用保険の商品開発向きにできており、保険商品を開発させた国と言える。しかし、ドイツを含む各国では、それらの要因だけで保険商品の開発や普及が順調に進展するわけではない。それぞれの国なりにその長所を伸ばすとともに、弊害については緩和する政策を工夫している。

(2) 諸外国の保険商品の特徴

スウェーデンでは、95%の加入率ということであるから、「すべての人々に司法アクセスを」という国連の持続可能な開発目標（SDGs・16）を、保険が適用される範囲に限っては、ほぼ達成していると言っても過言ではない。とはいえ、諸外国の保険の加入率にも相当開きがあり、また保険商品の特徴や、対象分野、保険料水準など様々である。詳細は、資料特 2-3-2 を参照されたい。

(3) ドイツの権利保護保険における損害防止・軽減義務の展開

弁護士費用保険は損害保険であるため、その保険契約者及び被保険者には、損害防止義務が課される（保険法 13 条）が、我が国の裁判例や文献などにおいて、いまだ十分な蓄積があるとは言いがたい。同種保険において先進国と目されるドイツの一般的な権利保護保険普通約款（ARB）には、保険契約者の損害防止・軽減義務として、次の 3 つの責務についての定めがある。

- ① 協議義務（訴えの提起などに先立ち保険者と協議ないしその同意を得ること）
- ② 待機義務（法律上又は事実上影響を及ぼす他の裁判上の手続の確定を待つこと）
- ③ 費用軽減義務（費用を不必要に増加させることなどを回避すること）

いずれの責務も、「保険契約者の利益が不当に侵害されない限り」との留保があり、その基準は「権利保護保険に加入していない者で、費用を顧慮する必要のないものが、当該保険契約者と同様の状態にあった場合に、どのように行動するか」と解されている（Harbauer, Rechtsschutzversicherung, 8. Aufl., § 17 ARB 2000 Rdn.42.）。

ドイツの権利保護保険における損害防止・軽減義務に関する保険約款の定めは、緩和・厳格化の両面を含む展開を見せ、今日に至っている。複雑化した現代の紛争・訴訟制度に対応した損害防止軽減義務に関する裁判例も形成され続けている。我が国における弁護士費用保険の損害防止義務に関する検討を深めるため、訴訟制度や実務慣行などの違いに留意しながら、ドイツにおける展開を参考にすることが有益である。

(4) 諸外国から見た日本の弁護士費用保険

日本は、ドイツと比較すると、弁護士費用保険が推進され得る法制度が整備されているわけではない。しかし一方で、保険契約者による弁護士選任の自由を確保しつつ、弁護士会が弁護士を保険会社に紹介できる制度を構築してきた。これは、保険会社が弁護士リストを有する諸外国のパネル制度と比べると、稀有な状況といって良い。また、弁護士報酬の法定制度がない中で、発展の中心となってきた交通事故事案については、日弁連 L A C が保険金支払基準（いわゆる「L A C 基準」）を弁護士主導により作成し、一定の保険金支払水準を確保している。さらには、日弁連 L A C が主導して、弁護士の提供サービスの信頼性を確保するための研修も推進してきている。

今後は「保険で弁護士に相談できる」という新常識が、あらゆる法分野で実現できる真の意味での「常識」になるよう、日弁連 L A C を中心に更なる改革を進めていく必要がある。

資料 特2-3-2 保険商品の要素に関する海外諸国比較一覧表

調査対象国／調査項目	ドイツ	イギリス	フランス	ベルギー
(調査年)	2001,2010,2013,2016,2018	2010,2013	2013	2013
保険の普及率・年間保険収入	42% (2009年) 32億600万ユーロ (2009年)	75% (2011年) 6億5,400万ユーロ (2009年) 7億ポンド (2011年)	一般家庭の4割弱 8億1,500万ユーロ (2009年)	自動車保険分野でほぼ付保されている。 3億4,000万ユーロ (2009年)
保険商品の特徴	単独商品 ①自動車交通 ②私生活 (労働分野等) ③事業領域 ④不動産利用・賃貸借	住宅・家財保険、自動車保険、企業総合保険の特約として付保。単独商品としての保険はない。 なお、職域 (看護師/警察官等) によっては団体保険もある。 ※イギリスには、イギリス特有の事後保険 (紛争発生後に勝訴可能性を検討して敗訴費用等を負担する保険) があり、その割合は、交通事故関係26%、その他の人身傷害72.4%、企業関係1.6%である。	自動車保険、住宅保険、クレジットカード、メンバーズカードに付保されているものや、単独商品もある。	自動車保険、住宅保険に付保されているものや、単独商品もある。
保険商品の対象分野・除外分野	①損害賠償請求 ②労働事件 ③不動産利用・賃貸借 ④契約法及び物権法 ⑤租税訴訟 ⑥社会裁判所事件 ⑦交通行政事件 ⑧懲戒・分限事件 ⑨刑事事件 ⑩秩序違反事件 ⑪家事事件 (離婚、相続等。但し法律相談のみ) (除外) 家事事件における裁判上又は裁判外の代理・建築に関する事件・投資に関する事件	①人身事故 ②消費者事故 ③住宅紛争 ④租税紛争 ⑤雇用紛争 ⑥契約紛争 ⑦財物保護 ⑧陪審サービス・刑事弁護 ⑨遺言準備 ⑩離婚等 (但し、法律相談のみ) 原則として、①離婚訴訟 ②建築関係紛争 ③個人的な債権回収は含まない。但し、会社によっては離婚訴訟の費用をカバーする保険もある。(ARAG :Divorce Legal Solutions)	①消費者に関する紛争 ②居住に関する紛争 ③労働関係 ④医療関係 ⑤家族関係 (①～⑥において約款で別途含めない事項を免責事由として設けている) (除外) 刑事事件 (故意犯)、家事事件 (最上級の保険では家事事件の一部を填補する保険もある)	①民事(原被告) ②刑事 ③懲戒 ④契約上の紛争 ⑤弁済不能 ⑥違約保証 ⑦家族関係 ⑧相続権・贈与・遺言 ⑨賃貸借 ⑩行政法・国税 ⑪労働権・社会権 (除外) ①戦争・内乱・被保険者関与のスト・ロックアウト ②建築分野 ③憲法分野 ④原子力災害 ⑤自然災害 ⑥会社関係 ⑦離婚、別居 (保険商品の中には含めるものもある) 等
保険商品の支払費用の範囲	①弁護士報酬 (法律相談、裁判上・裁判外の代理) ②裁判費用 ③証人・鑑定費用等	①相談や情報提供費用 ②訴訟時の自己の弁護士報酬や裁判費用及び証人・鑑定人費用 ③敗訴時に裁判所が認める相手方費用 ④敗訴時の相手方保険料	①弁護士報酬 ②裁判費用 ③鑑定料 ④執行官の費用等	①弁護士報酬 ②裁判費用 ③鑑定料等
保険商品の保険金額・年間保険料の水準	(保険金) 上限100万ユーロ程度が一般的。無制限もあり。 (年間保険料) ・自動車交通のタイプは100ユーロ程度。 ・その他私生活タイプは200～300ユーロ程度。	(保険金) 上限50万ユーロ程度が一般的。無制限もあり。 (年間保険料) 自動車保険や住宅保険の個人保険特約は20ポンド (3,500円)。法人保険の特約は50ポンド (7,500円) から100ポンド (1万5,000円) までである。	(保険金) AXA社のスタンダード版で1万6,152ユーロが上限となる。 (年間保険料) 平均的な額は60～70ユーロ。安いものでは30ユーロ、高いものでは200ユーロ程度。	(保険金) 一般的保険料では上限2万5,000ユーロ程度。商品によって10万ユーロもある。 (年間保険料) 100ユーロ～200ユーロが多い。
査定員の構成	ほとんどが法曹資格者。	ソリシタ (弁護士) を保険会社が雇用して行っている。	法曹資格者であることは求められてない。	法曹資格者であることは求められてない。
保険会社による法律相談	リーガル・サービス法により不可。	保険会社がソリシタを雇用して、ソリシタが電話による法律相談を行う。	被保険者への法律情報の提供という名目で、実質的な法律相談が電話で行われる。	一般相談以外に、保険に関する2014年4月3日の法律154条1項により法律相談も認められている。弁護士資格を有しないジュリストが対応することが認められている。
弁護士選任方法	被保険者自身が選択する。但し、保険会社から推薦することもある (一定の場合、保険契約法等に違反する)。	被保険者による選任が原則。但し、保険会社がパネル・ソリシタ (保険会社登録弁護士) を選任するのが一般的。最初から自己の選任する弁護士を使う特約の場合は保険料が高くなる (20ポンド→50ポンド)。	被保険者自身による選任が原則。被保険者から依頼があれば、保険会社が弁護士を紹介できる。	被保険者自身による選任が原則。被保険者から依頼があれば、保険会社が弁護士を紹介できる。
裁判外紛争処理	勝訴見込みにつき、仲裁鑑定又は決定投票による。その他につき保険オンブスマンあり。委任関係に基づく紛争は弁護士会による調停。	弁護士報酬についての紛争は、保険会社に対する苦情処理を通じて解決し、解決しない場合、金融オンブスマンや法律オンブスマンに申立ができる。	弁護士報酬及びその取立紛争に関しては、弁護士会会長が第一的に処理する。実際には弁護士会会長のみで行われる弁護士会役員会で検討がなされる。	弁護士連合会との覚書により設置される権利保護保険合同委員会で、①弁護士への委任の時期 ②弁護士報酬に関する紛争処理を行う。
弁護士選択の自由	裁判上、裁判外を問わず、自由選択。	EU指令による1990年保険会社規則により認められる。判例もある。	フランス保険法典LL127-3条において認められている。	訴えを提起する場合は自由選択。
利益相反の禁止	専業、又は兼業の場合は査定部門を外部に委託。	前記保険会社規則により利益相反が禁止されている。	専業、又は兼業の場合は査定部門を外部に委託。	専業、又は兼業の場合は査定部門を外部に委託。

スイス	スウェーデン	アメリカ	カナダ	日本・備考
2016	2018	2011,2015	2015	
交通事故 50%、零細事業者 15%、個人向け10% 年間5億5,000万スイスフラン (604 億円) の 保 険 収 入 (2015)。欧州保険市場の5%。	国民の95% (年間26万スウェーデン・クローナ SEK =325万円以上の収入のある場合、扶助が受けられない関係で保険が普及している。)	不明	ケベック州で10% ほどで他は普及していない。 年間1,200万カナダドル程度。	自動車保険について日弁連との協定保険会社等のみで2,800万件。保険料を推計で2,000円とすると年間保険収入は560億円程度。
個人向け・事業者向けの単独保険で販売される場合と特約で販売される場合がある。最近では、クレジットカードや健康商品に付帯される場合もある。	家財保険などの通常の保険に特約としてセットされる。	リーガルサービス保険ないし前払いリーガルサービスプランとして販売。一定金額支払により、弁護士費用を支払わずにリーガルサービスを受けることができる。主に会社の福利厚生やクレジットカードの付帯サービス、高齢者団体のサービス等として団体加入が多い。	弁護士費用保険はケベック州中心で、他州では DAS 社のみが販売。他は、リーガル・サービス・プランや前払いリーガル・プランが多い。 なお、サスカチュワン州においては、自動車保険と住宅保険に弁護士費用保険が付保されているが、保険契約者が理解していない傾向にある。	自動車保険・共済などに特約として付保される。最近では個人向けの一般民事用の単独保険、中小企業向けの単独保険・共済など、また刑事事件用交通事故保険特約も販売された。
最近発売されている Dextra 社の保険商品は広範囲となっている。個人と零細事業者で違いはあるものの、事業者向けには①労働②賃貸借③建築④交通事故⑤契約⑥ネットトラブル⑦医療過誤⑧保険⑨不動産⑩近隣紛争など。	ほとんどの分野がカバーされる。(除外) 離婚から1年以内の紛争、刑事訴訟、国を相手とする行政訴訟、子どもの保護事件。これらは、法律扶助の対象となる。	①基本的法律文書の点検②遺言の作成等③債務整理④離婚・養子縁組⑤交通軽罪⑥消費者訴訟等 (除外) 労働者である加入者が使用者を訴える場合や人身傷害損害賠償等の成功報酬の形で弁護士が依頼を受ける種類の事件。	①雇用関係紛争②契約上の紛争③軽微な交通違反による紛争④法的防御⑤人身侵害⑥財産に関する防御⑦税金関係費用補償⑧事業者向けオプションで債権回収 なお、専門職向けに企画される商品も多い。 (除外) 離婚など家事紛争、刑事事件、名誉毀損	自動車保険では、①人身損害・車両損害などの損害賠償請求②日常被害事故など。 民事一般の単独保険では、被害事故、人格権侵害、借地借家、離婚、遺産分割、労働など。 そのほか、中小企業向けには、労働事件や労災事故など。 各種団体向けにクレームに対応する保険商品もある。 (除外) 上記以外
①弁護士費用②裁判費用	①弁護士費用②裁判費用③調査費用④立証費用等	弁護士報酬(法律相談、裁判上・裁判外の代理)のみ。裁判費用や証人の日当等が支払の対象とされない。	タイムチャージ制の弁護士報酬。他の費用をどこまでカバーするかは不明。	①弁護士報酬(法律相談、裁判上・裁判外の代理)②裁判費用③証人・鑑定費用等
保険金は、約款で最高限度額が定められ、5万スイスフランから100万スイスフランまでである。個人(家族)向け権利保護保険の保険料は基本年額354スイスフラン(約3万8,940円)。企業向けの保険料は、当該企業の総従業員の賞金支払額合計又は売上高等を基準に算定する。例えば、賞金支払額合計が34万スイスフラン(約3,740万円)、売上が100万スイスフラン(約1億1,000万円)の場合であれば、年間保険料は340スイスフラン(約3万7,400円)に設定する。	約款で保険金の上限として15万 SEK (187万円) から25万 SEK (312万円) 又は100時間(時間あたり2万1,250円) が保証される。これらの保険金のうち20% から25% は当事者の負担となる。なお、免責額は10万円程度。これらは第一審の費用程度であり、控訴審になると扶助に移行する場合もある。	(保険金) 上限10米ドル (ARAG 社の商品の例)。 (年間保険料) 年額180~240ドルのものが多い。	ケベック州では、保険料年60カナダドルの商品で、1クレームあたり5,000カナダドル、年間1万5,000カナダドル。 DAS 社では、保険金額は、1クレーム10万カナダドル、年間25万カナダドルで、保険料は個人で年間90カナダドル、事業者で年間450カナダドル。	(保険金) ・示談交渉や訴訟代理につき、自動車保険に付保されている場合には上限は300万円。 ・同様に、法律相談については、上限は10万円。 (保険料) 特約は年1,500~2,000円程度。単独保険では、3万~3万6,000円程度。
弁護士従業員が担当する。	不明。	法曹資格者であることは求められてない。	不明。	法曹資格者はほとんどいない。
保険会社の弁護士従業員が専門チーム(労働問題、交通事故、刑法、不動産、契約法等の専門チーム)を作って対応している。24時間365日対応で、ネットによる相談もある。	あらゆる法律問題について、弁護士の法律相談を受ける。扶助を受ける場合も1時間ないし2時間の法律相談をする必要がある。	保険会社が提携する弁護士との相談。保険会社のオペレーターが法律問題について回答することはないとされる。	保険契約の内容として、年間10回まで法律相談が受けられる。弁護士が行うが、相談専門の会社がある。5年以上の実務経験のある弁護士が回答する。	弁護士法72条により不可。
保険契約者が選任した弁護士に保険会社が反対した場合、契約者が3名を提案し、保険会社が1名を選ぶ。	当事者が弁護士を選ぶことができる。保険会社が弁護士を選ぶことは禁止されている。弁護士会も紹介しない。但し、弁護士会がウェブで登録弁護士制度による専門の紹介をしている。	被保険者による選任。但し、保険会社との提携外の弁護士を選任する場合、保険会社から支払われる弁護士費用が限定される。	ケベック州では、保険約款で弁護士選任の自由が定められ、契約者が弁護士を知らない場合には、弁護士会が3名を紹介し1名を選ぶ方式。 他の州では、DAS 社によるパネル制が事実上認められている。	・日弁連 LAC による紹介。 ・被保険者自身による選任。
オンブズマンにより解決。年間300件程度。	不当な高額報酬については弁護士会の懲戒委員会が審査する。簡単な報酬紛争は弁護士会の消費者委員会が取り上げる。	不明。	不明。	日弁連は2018年1月に弁護士費用保険に関する紛争に特化したADRを設置。 保険契約者・被保険者と保険者との間の紛争に関しては、既存のそんぽADRセンターその他の紛争処理機関あり。
法律上弁護士選択の自由は認められている。	弁護士選択の自由は重要な権利として位置づけられている。	自由選択の規定あり(ニューヨーク州法)。	ケベック州では弁護士選択の自由を重視し、他の州では DAS 社のパネル制を容認(保険適用優先)。	規定なし。
保険会社が同一の場合は、すべて弁護士に一任する。	当事者が同じ保険会社で付保されている場合、利益相反とは考えない。	規定なし(ニューヨーク州法)。	弁護士の倫理規定としての利益相反禁止はあるが、保険会社に対してはない。	規定なし。

【注】表記載の調査年に実施した日弁連 LAC 海外調査に基づく。

2 日本の弁護士費用保険の現状

(1) 日弁連が協定を締結する弁護士費用保険一覧

交通事故を中心に発展してきた日本の弁護士費用保険制度は、近年、その対象を交通事故以外の分野にも拡大させつつある。

資料 特2-3-3 日弁連が協定を締結する弁護士費用保険一覧

2019年7月31日現在

分類	商品	保険会社
① 交通事故	被害者向け弁護士費用保険	協定保険会社等 18 社
	交通事故刑事弁護費用保険	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
② 一般民事	M i k a t a	ブリベント少額短期保険株式会社
	リガル Personal	フェリクス少額短期保険株式会社
	弁護のちから	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	HELP!	共栄火災海上保険株式会社
③ 事業者向け 業務妨害対応	業務妨害等対応費用保険	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
④ 中小企業向け	労災費用共済（労働紛争弁護士費用補償）	中小企業福祉共済協同組合連合会
	リガル Biz	フェリクス少額短期保険株式会社

- ① 交通事故 従来から販売され広く普及しているのは、交通事故によって損害を被った被害者が加害者に対して損害賠償を請求する際の弁護士費用等を填補する保険であり、多くは自動車保険の特約として付帯されている。現在は、交通事故の加害者が刑事事件の被疑者・被告人となった場合の刑事弁護費用等を填補する保険も販売されている。
- ② 一般民事 交通事故以外の民事事件（労働事件や慰謝料請求事件など）や家事事件（離婚事件や相続事件など）の弁護士費用等を填補する保険である。補償内容は、商品によって様々である。
- ③ 業務妨害対応 第三者の事業者に対する暴行、脅迫、強要などによる業務妨害行為に対応するための弁護士費用等を填補する保険である。医療機関、介護・障がい者施設、保育所等を対象として販売されている。
- ④ 中小企業向け 事業活動における事件（労災・解雇・未払賃金などの労働問題、知的財産権侵害、不動産賃貸借に関する問題、代金未払など取引先とのトラブル等）の弁護士費用等を填補する保険である。補償内容は、商品によって様々である。

(2) その他の弁護士費用保険一覧

前記(1)以外にも、法律相談費用・弁護士費用を補償する特約が付帯された様々な保険商品が販売されている。

資料 特2-3-4 法律相談費用・弁護士費用特約付帯保険 (個人向けの例)

◆弁護士費用保険

保険の種類	対象事故例	補償対象事故	法律相談・弁護士費用補償内容
家庭用火災総合保険	・他人によって身体を傷つけられた。 ・他人によって住宅や家財に損害を被った。	偶然的事故によって次のいずれかに該当する被害が生じた場合において、被保険者(※)又はその法定相続人が被った損害に対して、この特約及び家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、法律相談費用保険金が支払われる。 ①被保険者が被った身体の障害 ②本人の居住の用に供される住宅又は住宅外における被保険者の日常生活用動産の滅失、損傷もしくは汚損 ※被保険者には、本人、配偶者、生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の未婚の子を含む。	【法律相談】 保険会社の同意を得て支出した法律相談費用。但し、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額が限度。 【弁護士費用等】 被保険者が保険金を支払う場合について、被保険者が賠償義務者に対する損害賠償請求にあたり、保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等。但し、1回の事故につき、被害を受けた被保険者1名あたり、保険証券記載の保険金額が限度。
建物・家財保険	・被害事故の結果、けがをしたり、自宅や家財が損害を受けた。	被保険者(※)が、第三者からの加害事故の結果、けがをしたり、住宅や家財が損害を受けた場合。 ※被保険者には、本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子を含む。	【法律相談】 保険会社の同意を得て支出した法律相談費用。但し、特約の限度で支払う。(1回の事故につき、被保険者1名ごとに最大5万円まで。) 【弁護士費用等】 被害事故でけがをしたり、自宅や家財が損害を受け、損害賠償請求を弁護士に委任した場合の費用などを1回の事故につき、被保険者1名ごとに最大300万円まで。
賃貸住宅入居者専用火災保険	・建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊。 ・家財の盗難。	日本国内における日常生活において生じた偶然的事故により被害を受け、弁護士等に法律相談や損害賠償請求を委任することにより費用を負担するとき。	(自動付帯特約) 保険会社が事前に承認した法律相談・損害賠償請求の委任にかかる費用の額。但し、1回の損害賠償請求につき、かつ、同一契約年度を通じて保険証券記載の保険金額が限度。
住宅総合保険(火災・水漏・盗難等)	・建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊。 ・給排水設備に生じた事故又は他の者が占有する戸室で生じた事故による水漏れ。 ・盗難	日本国内における日常生活において生じた偶然的事故により被害を受け、弁護士等に法律相談や損害賠償請求を委任することにより費用を負担するとき。	【法律相談】 1回1万円限度、1被害相談につき3万円限度。 【弁護士費用等】 損害賠償請求を行う場合は弁護士費用1回300万円限度。
海外旅行保険	・旅行中にバッグなどを盗まれた。 ・旅行中のけがにより後遺障害が発生した。	責任期間中の偶然的事故により被害(身体の障害又は財物の損壊)を被った被保険者が、その被害事故について弁護士に法律相談を行い、法律相談費用を負担することによって被害を被った場合。	【法律相談】 1回被害事故につき10万円限度。 【弁護士費用等】 1被害事故につき100万円限度。
海外旅行保険	・海外旅行中に発生した事故等によるけがにより後遺障害が生じた。	旅行中の被害事故により、法律上の損害賠償請求を行うに際し、法律相談をし、又は、弁護士に委任をした場合。	【法律相談】 被害事故について、保険会社の同意を得て支出した法律相談費用(10万円が限度)。 【弁護士費用等】 保険会社の同意を得て支払う弁護士費用(1回の事故で100万円が上限)個人賠償特約あり。(保険会社の同意を得て支出した弁護士費用も保険金として支払われるが、限度額あり。)
医療保険	・暴漢に襲われ入院。手術をしたものの回復せず、後日、犯人が逮捕された。 ・医療ミスがあり、身体障害を負った。	被保険者が、身体障害又は財物損壊の被害にあった場合、又は、医療ミスによる損害賠償請求について、弁護士等に法律相談を行い、又は、弁護士に委任した場合。	【法律相談】 1回1万円限度、1被害相談につき3万円限度。 【弁護士費用等】 補償プランにより100万円～300万円。

保険の種類	対象事故例	補償対象事故	法律相談・弁護士費用補償内容
自転車保険	・ 自転車同士で接触しけがをした。 ・ 歩行中に自転車と接触しけがをした。 ・ バイクでスリップし、転倒しけがをした。 ・ 駅構内で転倒しけがをした。	偶然な事故により被保険者（※）に次の①又は②の被害が発生し、被保険者がその被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担し、又は、損害賠償請求について弁護士に委任したことによって損害を被った場合。 ①被保険者が被った身体のけが ②被保険者の居住する住宅又は被保険者の日常生活用動産の損壊 （※）被保険者には本人、配偶者、その他親族が含まれる。	【法律相談費用】 支出には保険会社の同意が必要。 【弁護士費用】 1事故につき、被保険者1名ごとに300万円が限度。 また、費用の支出には保険会社の同意が必要。
一日型ドライバー保険	・ 友人の車を借りて運転中のもらい事故。	借りた車を運転中の事故で、相手方に対して法律上の損害賠償請求をするための弁護士費用又は法律相談費用を支払った場合。	【法律相談・弁護士費用】 保険会社が別途定める上限額の範囲内。 （弁護士費用については、1事故について補償を受けられる者1名あたり300万円が限度。） 弁護士等への委任や法律相談及び弁護士等への費用の支払に際して、事前に保険会社への連絡が必要。

◆賠償責任保険

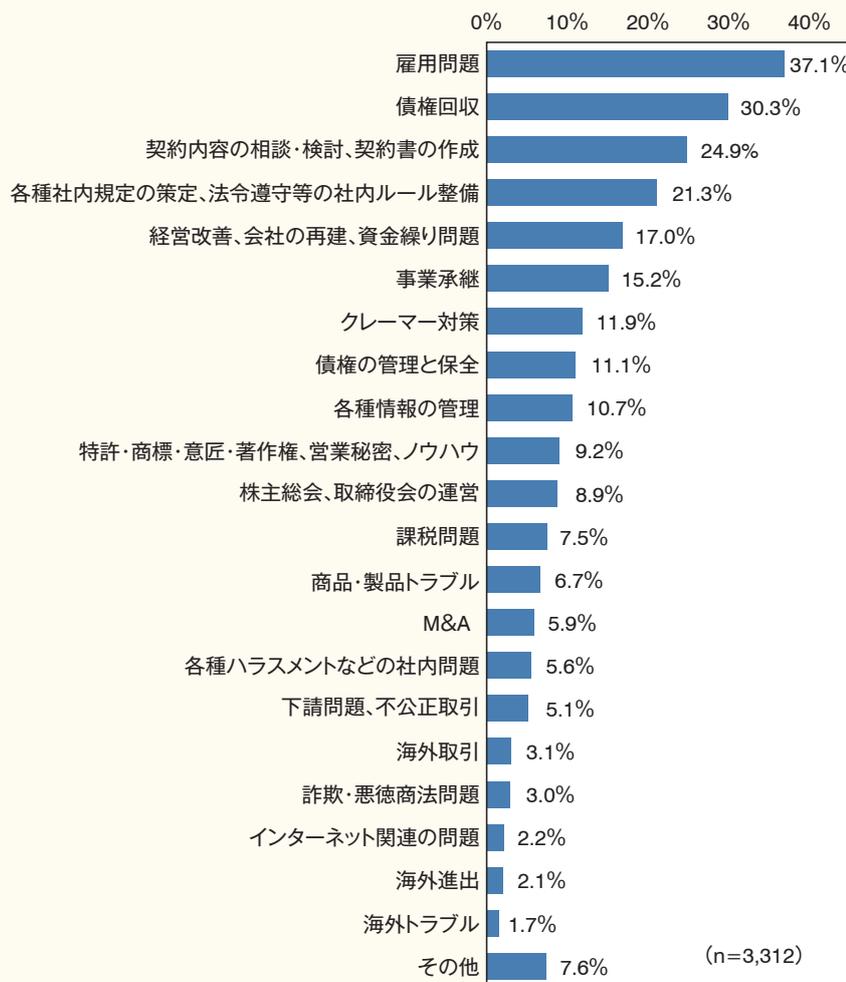
保険の種類	対象事故例	補償対象事故	法律相談・弁護士費用補償内容
個人賠償 （傷害保険の特約として付帯）	・ 自転車で走行中、歩行者にぶつかりけがをさせた。 ・ 買い物中、誤って商品を壊してしまった。 ・ アパートで水漏れを起こし、階下のお宅の家具を汚してしまった。	日常生活に起因する偶然の事故や、居住住宅及びその敷地内の動産の所有、使用又は管理に起因する偶然な事故によって、他人にけがをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合。	争訟、弁護士費用の支払については、条件が適用される場合がある。また、その支出にあたっては、事前に保険会社の承認が必要。
個人賠償 （建物・家財保険の特約として付帯）	・ 自転車運転中に他人にけがをさせた。	日常生活や住宅の管理不備等に起因する偶然な事故により、他人にけが等をさせたり、他人の物を壊したりした場合。	弁護士等への委任や法律相談及び弁護士等への費用の支払に際して、事前に保険会社への連絡が必要。 弁護士等への報酬を負担した場合は、保険会社が別途定める上限額の範囲内で保険金が支払われる。
国内旅行保険	・ 海外旅行中に誤って他人にけがをさせた。 ・ 他人の物を壊すなどして損害を与えた。	事故により、被保険者が他人の身体の障害又は他人の財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担する場合。	保険会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬又は仲裁・和解・調停に要した費用など。
ペット賠償責任	・ 契約している動物が日本国内において他人や他の動物に噛みつきたりすること等によってけが等の身体障害を負わせた。	家庭動物の行為に起因して、日本国内において生じた偶然な事故により、他人の身体の障害又は他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合。	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等。但し、1回の事故につき保険証券等記載の支払限度額あり。
スポーツ賠償保険	・ 野球で打ったボールが道路走行中の他人の車に損害を与えた。 ・ 子ども会の行事で海水浴をしている間に、子どもがおぼれて亡くなり、指導者が管理上の賠償責任を負った。 ・ 団体活動への往復中、自転車で過って通行人とぶつかりけがをさせた。	被保険者が日本国内で行う団体での活動中及び往復中に、又はそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にけがをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合。	保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用。争訟費用については原則としてその全額が保険金支払対象となるが、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金が支払われる。

- 【注】 1. この表は、個人向けの保険のうち、基本契約又は特約に基づき法律相談費用・弁護士費用等が保険から支払われるものについて、研究を目的として調査し、その一部を取りまとめたものであり、協定保険会社等以外の保険商品も含まれている。
2. 現在販売されている個人向け保険のうち、法律相談費用・弁護士費用等が保険から支払われるものは、上記の表に限定されるものではない。
3. この表は、2017年4月時点において、各保険会社のホームページ等で公表されている資料に基づき整理されたものであり、実際の保険金額や支払条件は、保険契約時期、保険内容及び対象事故内容等によって異なるほか、各保険の約款による。

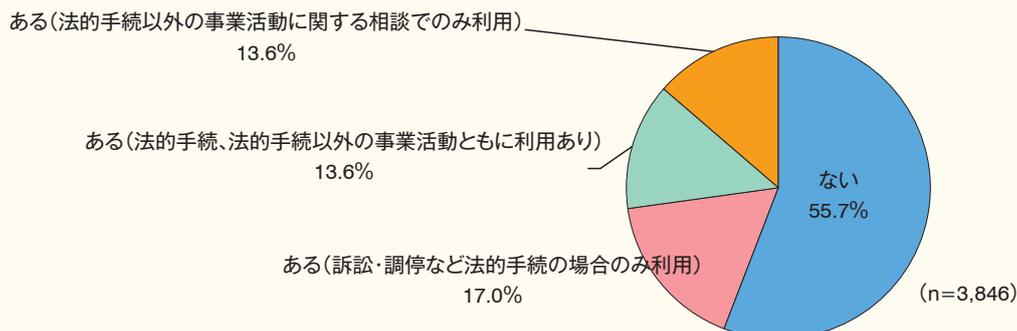
3 中小企業における法的課題と弁護士費用保険のニーズ

日弁連が、全国の中小企業（「中小企業」の定義は中小企業基本法による。）を対象として2016年に実施した第2回中小企業の弁護士ニーズ全国調査では、弁護士費用保険のニーズ等についても調査がなされた。その結果からは、中小企業が抱えている法的課題が多岐に渡り、相当数の中小企業は弁護士を利用したことがある一方で、弁護士費用保険の認知度はまだ高いことが分かる。

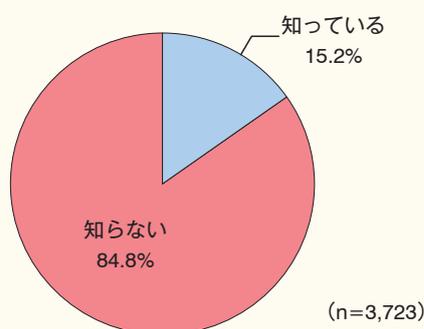
資料 特2-3-5 中小企業の困りごと内容（複数回答）



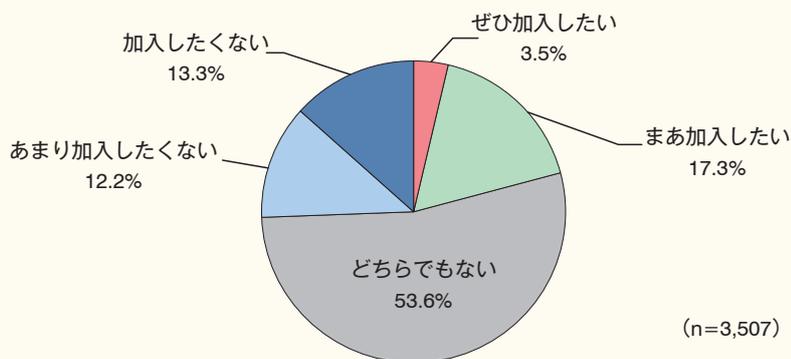
資料 特2-3-6 弁護士の利用（単一回答）



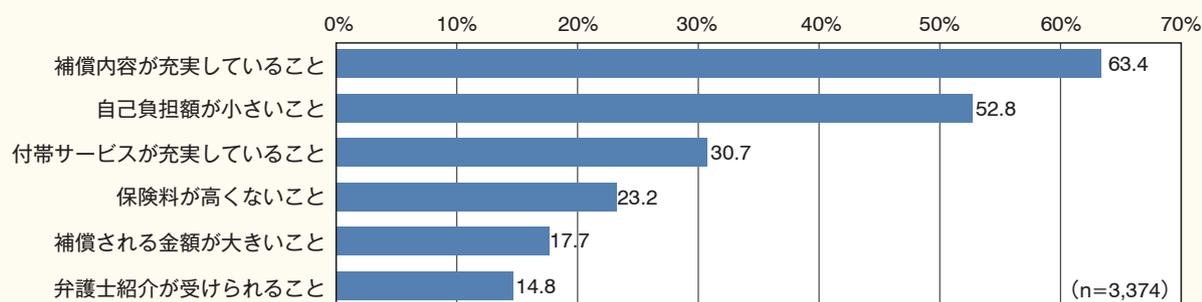
資料 特2-3-7 「弁護士保険」の認知状況（単一回答）



資料 特2-3-8 将来的な企業向けの「弁護士保険」への加入意向（単一回答）



資料 特2-3-9 企業向けの「弁護士保険」への加入を検討する際に重視する点（複数回答）



日本弁護士連合会 日弁連中小企業法律支援センター発行
 「第2回中小企業の弁護士ニーズ調査報告書」より
 ※図表上の n は有効回答数、% は有効回答率の数値である。

コラム③ 「中小企業向け弁護士費用保険の意義と発展可能性」

内藤 和美（慶応義塾大学非常勤講師）

1. 中小企業の法的課題と保険ニーズ

中小企業は、様々な法的課題に対して、顧問弁護士を含む弁護士へ適切にアクセスして迅速に対処することにより、法的課題が訴訟などの紛争に発展することを予防する効果が期待できるとともに、仮に紛争に発展した場合であっても、その事業への経済的影響を低減することができる。他方で、中小企業が弁護士へアクセスする際に障害となるのが、弁護士費用等のコストが負担できないという問題と身近に相談できる弁護士がいないという問題である。これら2つの問題に対処することができるのが、弁護士費用保険である。

2. 中小企業向け弁護士費用保険の意義

我が国の弁護士費用保険の大きな特徴は、訴訟費用・弁護士費用等を補償する「費用リスク負担機能」に加えて、弁護士紹介を希望する被保険者に対して日弁連 LAC を介して各弁護士会が弁護士紹介を行う「法的サービス・アクセス機能」を担う点にある。

弁護士費用保険は、訴訟費用保険の一種であり、訴訟費用や弁護士費用等の費用補償に特化し、企業が損害賠償請求又は損害賠償請求以外の法的請求を行う場合の弁護士費用等の費用補償を行うことはもとより、企業が損害賠償請求又は損害賠償請求以外の法的請求を受けて訴訟などで防御する場合の費用補償も行うことができる。つまり、企業側の請求と防御の両方において費用面から支える保険といえる。

また、弁護士費用保険は、費用保険でありながら弁護士紹介制度が組み込まれている我が国独自の保険システムであり、顧問弁護士がいないなどの理由から弁護士へアクセスしにくい中小企業にとって有用な保険といえる。

3. 中小企業向け弁護士費用保険の発展可能性

中小企業向けの弁護士費用保険は、中小企業が直面する多種多様な法的課題について、訴訟費用や弁護士費用等の費用負担の面から幅広くサポートすることができるものであるから、大いに発展の可能性を有している。

今後、発展が見込まれる分野の一つに、労働紛争に係る訴訟費用や弁護士費用等の補償が挙げられる。近年、中小企業では、少子高齢化の進展と生産年齢人口の減少による慢性的な人手不足、各種ハラスメント問題、労災事故など、雇用リスク・労働紛争リスクの顕在化が大きな問題となっている。厚生労働省が公表している「民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）」によれば、民事上の個別労働紛争における相談内容のトップ（2018年度）は社内の「いじめ・嫌がらせ」（8万2,797件、25.6%）であり、この種の相談件数は増加傾向にある。また、2019年5月には、企業に対してパワー・ハラスメント防止の措置を義務付け、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメント対策を強化する改正労働施策総合推進法などが成立している。したがって、中小企業は、法的リスク管理の一環として、ハラスメント防止に取り組むとともに、ハラスメントに起因する労働紛争に適切に対処する保険に加入することも検討する必要がある。

弁護士費用保険は、労働紛争の解決を弁護士に依頼する場合にかかる弁護士費用等を補償する「費用リスク負担機能」を果たすことはもとより、当該分野において高い専門性を有する弁護士に迅速にアクセスできる「法的サービス・アクセス機能」を担うことが期待される。また、弁護士費用保険 ADR が設置されていることにより、弁護士費用保険制度を構成する被保険者、保険者及び受任弁護士の3者がお互いに「モニタリング機能」を発揮し、保険制度に特有のモラル・ハザード問題を抑止する効果が見込まれる。

日弁連 LAC と協定保険会社等との協働関係に基づき、中小企業向け弁護士費用保険の開発が進展し健全に発展することを期待したい。

山下 典孝（青山学院大学法学部教授）

1. 対象分野の拡大への期待

近時、個人向けの対象分野拡大や中小企業向けに弁護士費用保険の開発販売が進められている。今後、対象分野の拡大としては、例えば、個人で言えば家事事件における紛争は近年増加傾向にあり、その場合における紛争解決費用を保険で填補すべきニーズが考えられる。国民の裁判を受ける権利（憲法 32 条）を保障するという観点からは、弁護士費用保険は、費用障害の問題を解決する手段の一つとして重要な役割を担っており、特に法律扶助の対象とならない中間所得者層にとっての裁判を受ける権利を支える制度と捉えることもできる。

2. 弁護士費用保険普及のための方策

(1) 保険金額、保険金支払基準との関係

我が国では弁護士報酬は自由化されたこともあり、保険金支払基準としての弁護士報酬基準をどうすべきかが問題となり、保険金支払基準（いわゆる「LAC 基準」）が作成された。この保険金支払基準は交通事故紛争事件を中心とするものであることから、今後は、対象分野ごとにおける支払基準の作成が必要となってくる。保険者においても、任意自動車保険の弁護士費用特約では保険金支払基準を約款別表で定めることが一般化されてきている。対象分野拡大型の弁護士費用保険の開発段階で日弁連と連携する場合には、保険金支払基準を予め約款別表で明確化することや、依頼者となる被保険者に対して、事案等によっては弁護士報酬の一部を被保険者自身が自己負担する等の情報提供を行うなどの方策を義務付ける等の対応が求められることになる。現在の弁護士費用特約に適用される約款では被保険者に弁護士委任前の通知義務を課し、保険金支払基準等、必要な情報提供の機会を得られるような工夫がなされているが、これをさらに精緻化する必要があると考える。

対象分野拡大型の弁護士費用保険においては、紛争内容によっては十分な事故率を計算することが難しいことも想定できる。あるいは事故率等が仮に予測できたとしても、保険金額の範囲内で被保険者の損害をすべて填補することになると高額な保険料負担を強いることも想定できる。諸外国での対象分野拡大型の訴訟費用保険では、保険金ですべての弁護士報酬等を填補する商品設計となっているわけではない。我が国でも対象分野の拡大を進める方策として、弁護士報酬等の 3 割程度を填補する商品内容の弁護士費用保険をまずは開発し、その上で事故発生率や保険金支払状況等を踏まえて、填補割合を徐々に増やす等、商品の改善を進めるという考え方もあり得る。従来、自己負担となっていた費用の一部でも保険金で填補されることになれば、それだけでも前進したと考えるべきである。

(2) 信頼性確保のための課題

弁護士費用保険に加入する保険契約者や保険の利益を享受する被保険者は、単に弁護士費用等の填補を受けることを望むだけでなく、それに加えて、弁護士に依頼した法律相談や紛争が適切に解決されることも期待していると考えられる。そこで、担当弁護士の質の確保が問題となり、第 2 章①で説明されているとおり、各弁護士会における名簿登録制度が確立している。依頼者の信頼性確保の観点から、弁護士の研修制度の一環として、大学法学部及び法科大学院でのリカレント教育が重要な役割を担えればと考えている。

(3) 法律扶助制度との関係性

我が国の法律扶助制度は、償還（貸与）制が原則となっているなど、様々な問題や不満を生んでいる。海外においては、訴訟費用保険を普及させて国の法律扶助費用を抑えるという政策をとっている国もあり、法律扶助制度との関係性の観点から弁護士費用保険に着目することも考えられる。